

ケーブルテレビの現状

平成16年11月

総務省
情報通信政策局
地域放送課

目 次

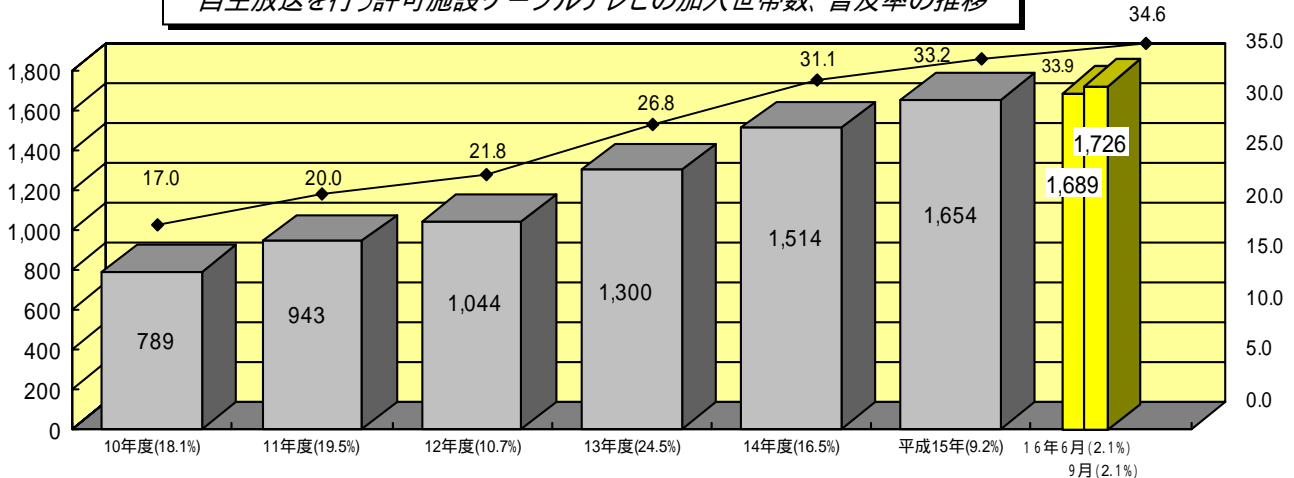
1 ケーブルテレビの現状	1
(1) ケーブルテレビの普及状況	2
(2) ケーブルインターネット接続サービスの普及状況	5
(3) ケーブルテレビ事業者の光化・広帯域化の現状	6
(4) ケーブルテレビのデジタル化対応状況	7
(5) ケーブルテレビの経営状況	9
(6) ケーブルテレビ連携の主な動き	11
2 ケーブルテレビの支援	12
ケーブルテレビに対する支援措置（概要）	13
別紙1 新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業	14
別紙2 放送型CATVシステム整備事業	15
別紙3 CATV広域デジタル化事業	16
別紙4 テレトピア指定地域内のケーブルテレビ事業者に対する無利子 融資制度	17
別紙5 高度有線テレビジョン放送施設整備事業	18
別紙6 IT投資促進税制について	20
3 参考資料	21
1 ケーブルテレビの制度改正等の状況	22
電気通信役務利用放送法の概要	23
2 各国におけるケーブルテレビの普及状況	24
3 デジタル放送推進のための行動計画(ケーブルテレビ事業者関係)	25

1 ケーブルテレビの現状

(1-1) ケーブルテレビの普及状況(自主放送を行う許可施設)

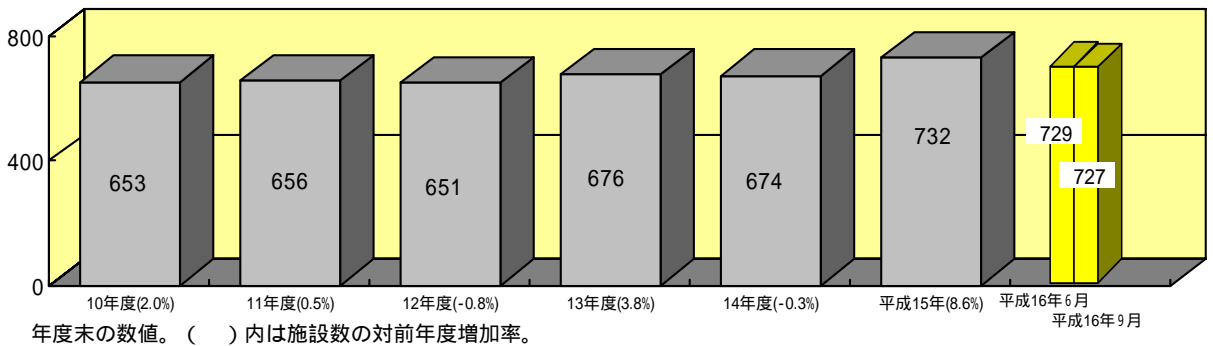
平成16(2004)年9月末における自主放送を行う許可施設のケーブルテレビ加入世帯数は、1,726万世帯、普及率は34.6%となった。
また、許可を受けた施設数及び事業者数は、それぞれ727施設、567事業者となった。

自主放送を行う許可施設ケーブルテレビの加入世帯数、普及率の推移



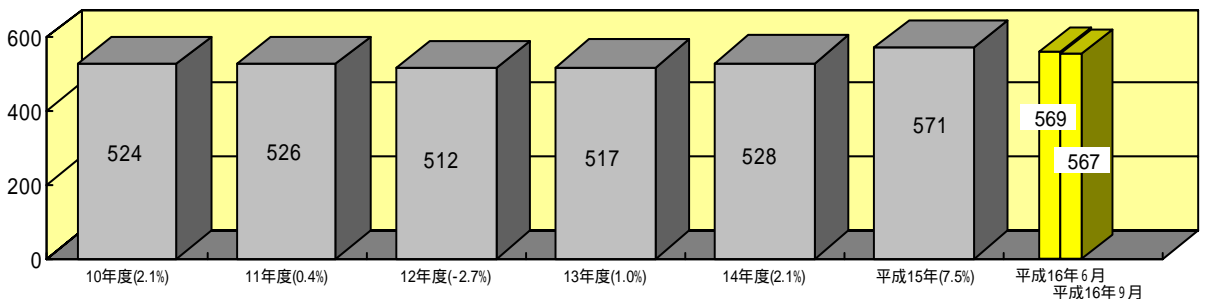
- 1 年度末の数値。()内は加入世帯数の対前年度増加率。ただし、平成16年度6月分については、対15年度末増加率、平成16年9月分については、対平成16年6月分増加率。
- 2 普及率は、各年度末の住民基本台帳世帯数から算出。ただし、平成16年度分については、平成15年度末の世帯数を使用。

自主放送を行う許可施設数の推移



年度末の数値。()内は施設数の対前年度増加率。

自主放送を行う許可施設事業者数の推移



- 1 年度末の数値。()内は事業者数の対前年度増加率。
- 2 平成11年度までの事業者数は、総合通信局の管轄ごとの集計値の合計。

注 許可施設には、電気通信役務利用放送法の登録を受けた設備で有線テレビジョン放送法の許可施設と同等の放送方式のものを含む(以下同じ。)

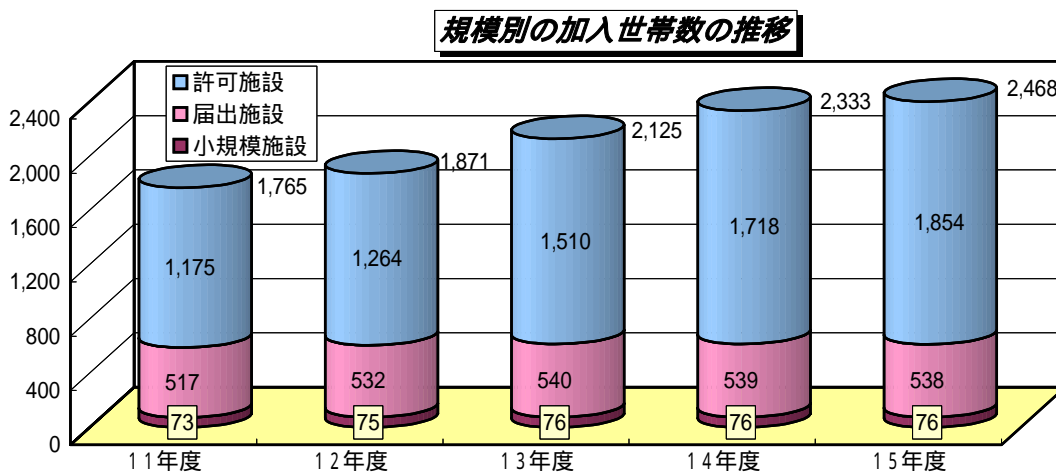
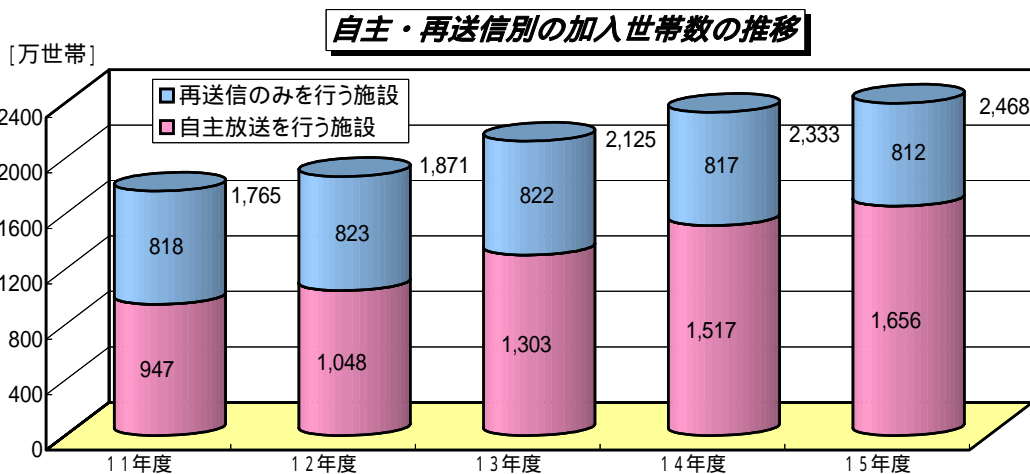
(1-2) ケーブルテレビの普及状況

1 ケーブルテレビの加入世帯数

加入世帯数は、2,468万世帯で対前年度比5.8%の増加。

区分		14年度	15年度	増加数	増加率
ケーブルテレビ全体		23,332,218	24,683,928	1,351,710	5.8%
自主放送を行うもの	許可施設	15,138,168	16,538,072	1,399,904	9.2%
	届出施設	27,763	25,463	-2,300	-8.3%
	小計	15,165,931	16,563,535	1,397,604	9.2%
再送信のみを行うもの	許可施設	2,044,024	2,007,516	-36,508	-1.8%
	届出施設	5,359,759	5,352,509	-7,250	-0.1%
	小規模施設	762,504	760,368	-2,136	-0.3%
	小計	8,166,287	8,120,393	-45,894	-0.6%

注 区分は次のとおり
 ・許可施設：501端子以上
 ・届出施設：51から500端子
 ・小規模施設：50端子以下



2 ケーブルテレビの施設数及び事業者数

(1) 施設数

施設数は約7.4万施設であり対前年度比0.1%の増加。

区分		14年度	15年度	増加数	増加率
ケーブルテレビ全体		74,280	74,380	100	0.1%
自主放送を行うもの	許可施設	674	732	58	8.6%
	届出施設	285	250	-35	-12.3%
	小計	959	982	23	2.4%
再送信のみを行うもの	許可施設	1,196	1,165	-31	-2.6%
	届出施設	37,889	37,891	2	0.0%
	小規模施設	34,236	34,342	106	0.3%
	小計	73,321	73,398	77	0.1%

注 区分は次のとおり
(以下、同じ)

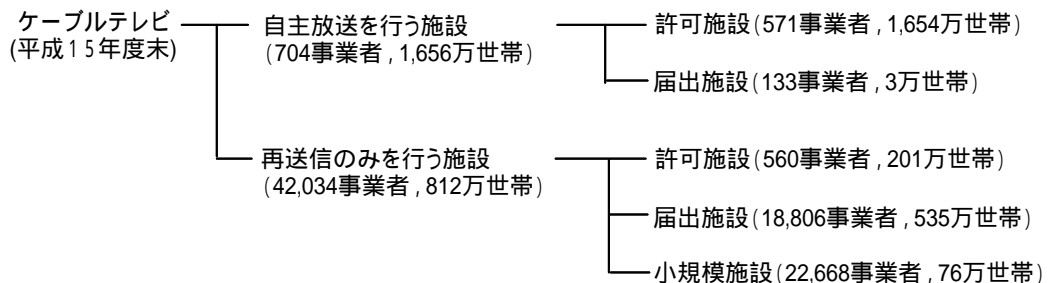
・許可施設：501端子以上
・届出施設：51から500端子
・小規模施設：50端子以下

(2) 事業者数

事業者数は約4.3万であり対前年度比5.5%の減少。

区分		14年度	15年度	増加数	増加率
ケーブルテレビ全体		45,203	42,738	-2,465	-5.5%
自主放送を行うもの	許可施設	528	571	43	8.1%
	届出施設	140	133	-7	-5.0%
	小計	668	704	36	5.4%
再送信のみを行うもの	許可施設	567	560	-7	-1.2%
	届出施設	20,201	18,806	-1,395	-6.9%
	小規模施設	23,767	22,668	-1,099	-4.6%
	小計	44,535	42,034	-2,501	-5.6%

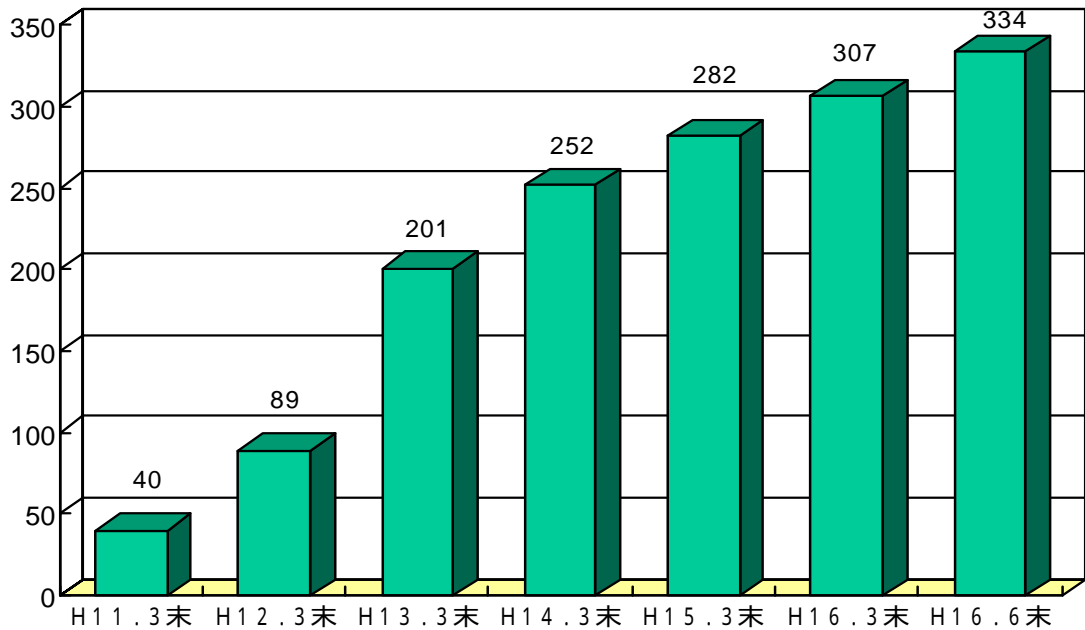
参考



(2) ケーブルインターネット接続サービスの普及状況

ア CATV網を利用したインターネット接続サービスを行う事業者数の推移

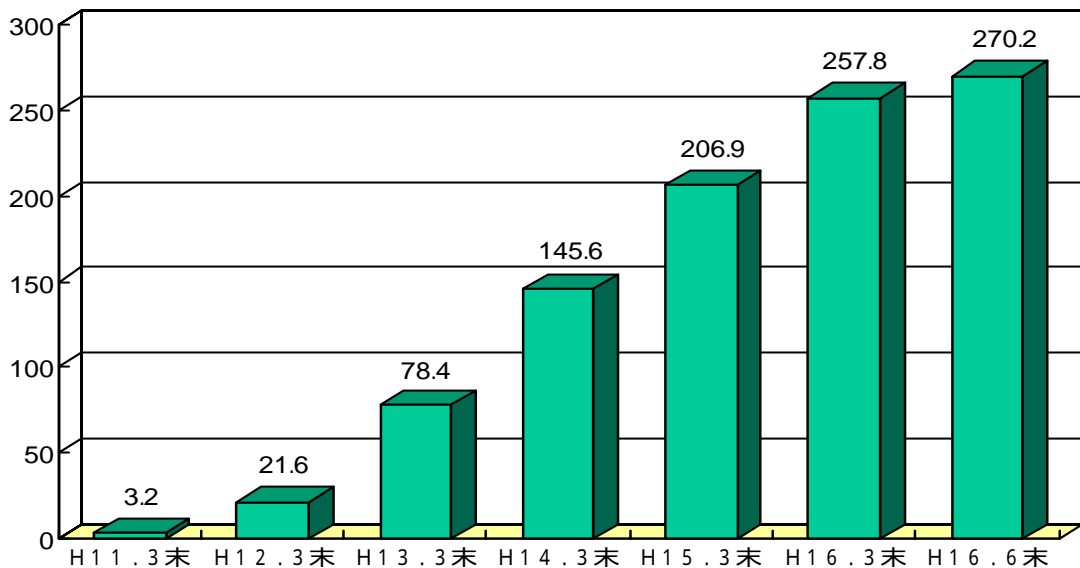
[事業者]



注：インターネット接続事業者に対して専用役務として回線を提供しているCATV事業者を含む。

イ CATV網を利用したインターネット接続サービスの利用者数の推移

[万加入]



注1：一部ダイヤルアップ型接続による加入者も含まれる。

注2：CATV事業者が専用役務として回線を提供しているインターネット接続事業者の回線数を含む。

(3) ケーブルテレビ事業者の光化・広帯域化の現状

1 ケーブルテレビの光化・広帯域化の目標

～ケーブルテレビの高度化の方策及びこれに伴う今後のケーブルテレビのあるべき姿～

(平成11年5月電気通信審議会答申)

2005年のケーブルテレビ

自主放送ケーブルテレビ施設の幹線の光ファイバ化率ほぼ100%
 ほぼ全ての自主放送ケーブルテレビ施設が伝送容量770MHz程度の施設に広帯域化

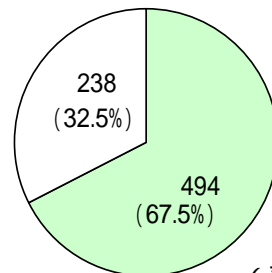
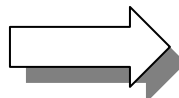
2 ケーブルテレビの幹線光化率

年度	13年度	14年度	15年度
幹線路	128,397	145,987	155,866
光ファイバ	34,338	40,940	45,549
幹線光化率	26.7%	28.0%	29.2%

事業者アンケートより

3 光ファイバ導入の現状

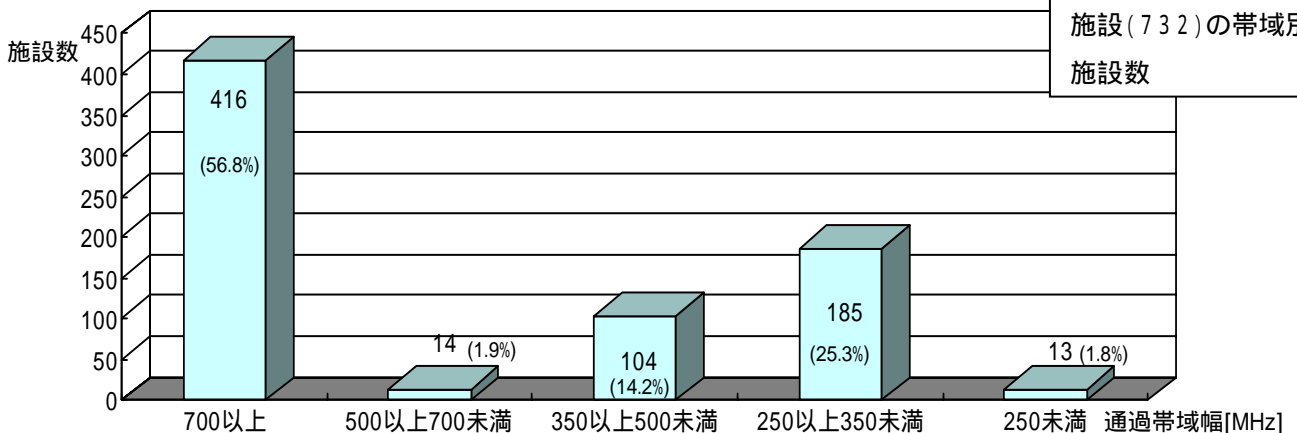
自主放送を行う許可施設(732)のうち幹線に光ファイバを導入している施設数は494施設



■ 光ファイバ導入の施設数
 □ それ以外の施設数

(平成16年3月末現在)

4 広帯域化の現状



自主放送を行う許可施設(732)の帯域別施設数

(平成16年3月末現在)

(4) ケーブルテレビのデジタル化対応状況

デジタル放送の再送信のために必要となるケーブルテレビ関連技術基準を策定。

ア ケーブルテレビのデジタル化のための技術基準

ケーブルテレビのデジタル化対応に必要な技術基準を策定。

策定済の技術基準等	策定期期
デジタル有線テレビジョン放送方式(64QAM) デジタル化により、多チャンネル化、高品質化等を実現する方式	平成8年12月
地上デジタル放送(OFDM)パススルー方式 地上デジタル放送の変調方式を変換せずに再送信する方式	平成12年4月
複数トランスポートストリーム(TS)伝送方式 BSデジタル放送における複数TS伝送方式を、単一TS伝送方式で再送信する方式	平成12年8月
トランスポートストリーム分割方式 東経110度CSデジタル放送のデジタル放送サービスを再送信する方式	平成14年7月
地上デジタル放送等の受信設備に関する品質基準(ビット誤り率)の導入	平成15年7月

イ 民間における標準化作業状況

日本CATV技術協会では、国内のケーブルテレビ業界における民間規格として、上記の技術基準を踏まえ、CATV装置、CATVシステムの測定法等に係る標準規格を策定。

日本ケーブルラボ(日本ケーブルテレビ連盟に付置)では、システムを共通化し、相互接続性・相互運用性を確保するため、国内標準に沿って、ケーブルテレビ事業者の共通の運用形態を踏まえた仕様(日本ケーブルラボ仕様)を策定。

	運用仕様(日本ケーブルラボ仕様)の名称及び概要	策定期期
衛星(BS,CS)デジタル対応	トランスモジュレーション(JCL SPEC-001) BSデジタル放送をデジタル有線テレビジョン放送方式に変換して伝送する仕様	平成12年10月
	トランスモジュレーション(JCL SPEC-002) 東経110度CSデジタル放送をデジタル有線テレビジョン放送方式に変換して伝送する仕様	平成14年11月
ケーブルテレビ自主運用	リマックス(JCL SPEC-003) CATV局が自主的にサービスする番組をデジタル有線テレビジョン放送方式で伝送する仕様	平成15年4月
	HITS(JCL SPEC-004/005) HITS事業者経由で送られた、ケーブルテレビ局が自主的にサービスする番組をデジタル有線テレビジョン放送方式に変換して伝送する仕様	SPEC-004平成15年4月 SPEC-005平成15年11月
	アナログ・デジタルシステム変換(JCL SPEC-008) ケーブルテレビ局が自主的にサービスするアナログ番組をデジタル化し、圧縮して伝送する仕様	平成15年8月暫定版
地上デジタル対応	パススルー(JCL SPEC-006) 地上デジタル放送で放送されている変調を変更することなく伝送する仕様	平成15年11月
	トランスモジュレーション(JCL SPEC-007) 地上デジタル放送をデジタル有線テレビジョン放送方式に変換して伝送する仕様	平成15年10月暫定版 平成16年2月完成版
双方化への対応	双方向TV運用仕様(JCL SPEC-009) STBの対機鑑視やVOD等のインタラクティブサービスに対応したソフトウェア機能等を運用する仕様	平成15年8月暫定版
	デジタル放送双方向運用仕様(JCL SPEC-010) STBの対機鑑視やWEB閲覧、WEBメール等の双方向アプリケーションを運用する仕様	平成15年5月

ウ ケーブルテレビ（自主放送を行う許可施設）におけるBSデジタル放送への対応状況

- ・平成16（2004）年3月末における自主放送を行う許可施設のケーブルテレビにおけるBSデジタル視聴可能世帯数は1,479万世帯（ケーブルテレビ加入世帯数1,654万世帯の89.4%）。
- ・NHK調査によると、実際にBSデジタル放送をケーブルテレビで受信している世帯数は、3月末時点で219万世帯とされている。

方 式	H14.3末		H15.3末		H15.9末		H15.12末		H16.3末	
	対応 事業者数	視聴可能 世帯数	対応 事業者数	視聴可能 世帯数	対応 事業者数	視聴可能 世帯数	対応 事業者数	視聴可能 世帯数	対応 事業者数	視聴可能 世帯数
トランスモジュレーション	126	822万	149	1,069万	166	1,129万	170	1,166万	172	1,204万
パススルー	9	21万	10	22万	10	23万	10	24万	10	26万
デジアナ変換	177	325万	200	381万	209	390万	209	397万	211	409万
計	281	1,070万	315	1,343万	334	1,406万	337	1,439万	337	1,479万

デジアナ変換方式とトランスモジュレーション方式又はパススルー方式を併用して行っている事業者は、それぞれの方式に重複して計上。

〔用語集〕

トランスモジュレーション：電波で受信したデジタル放送を、ケーブルテレビの伝送に適した変調方式に変換して伝送する方式。トランスモジュレーション方式は、他のメディアが生成・運用して放送あるいは配信されているTSを、TS内で使用されている諸々の識別子値含めて内容を変更することなくケーブルテレビ事業者が運用するケーブル分配システムを通して視聴者のSTBに伝送する方式である。

パススルー：電波で受信したままの変調方式で伝送する方式。受信した放送信号をそのままの信号方式で、同じ周波数または周波数変換してCATVシステムに送出する方式

リマックス：デジタル放送の信号の中から、個別に番組を選択し多重してケーブルテレビの伝送に適した変調方式で加入者宅まで伝送する方式。多重して加入者へ送信するため、少ない空き帯域で、ケーブルテレビ局独自のチャンネル編成ができるほか、ケーブルテレビ局による視聴者管理、独自のEPG（Electronic Program Guide：電子番組ガイド）の提供なども可能。

デジアナ変換：デジタル放送をヘッドエンドでアナログ方式に変換して加入者宅まで伝送する方式。

トランスポートストリーム：MPEG-2システム規格で規定されたトランスポートストリーム。TSパケットのみが連続するストリーム（TSパケット列）であって、かつPAT、PMTを必ず含む。複数のサービス（番組）をその中に多重して伝送できる。デジタル信号を様々な機器の間でやり取りする時の標準的な信号の形態。具体的には、IDをつけられた複数の映像、音声、データ信号がまとめられたもので、さらにある番組を取り出す時にはどのIDの信号を取り出せばよいかということを記述したテーブルも添付。

これらの視聴のためには、テレビ受信機のチャンネルプリセットが必要な場合や、STB・周波数コンバータなどの機器が必要であるため、必ずしも全世界帯で現に受信しているとは限らない。

(5) ケーブルテレビの経営状況

…平成15年度末…

経営状況調査対象事業者数の推移

自主放送を行う許可施設のケーブル事業者のうち、ケーブルテレビ事業を主たる事業とする営利法人を調査対象としている。平成15年度は、312社を対象としている。

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
対象事業者数	311	317	314	314	312

有線テレビジョン放送事業者の経営状況

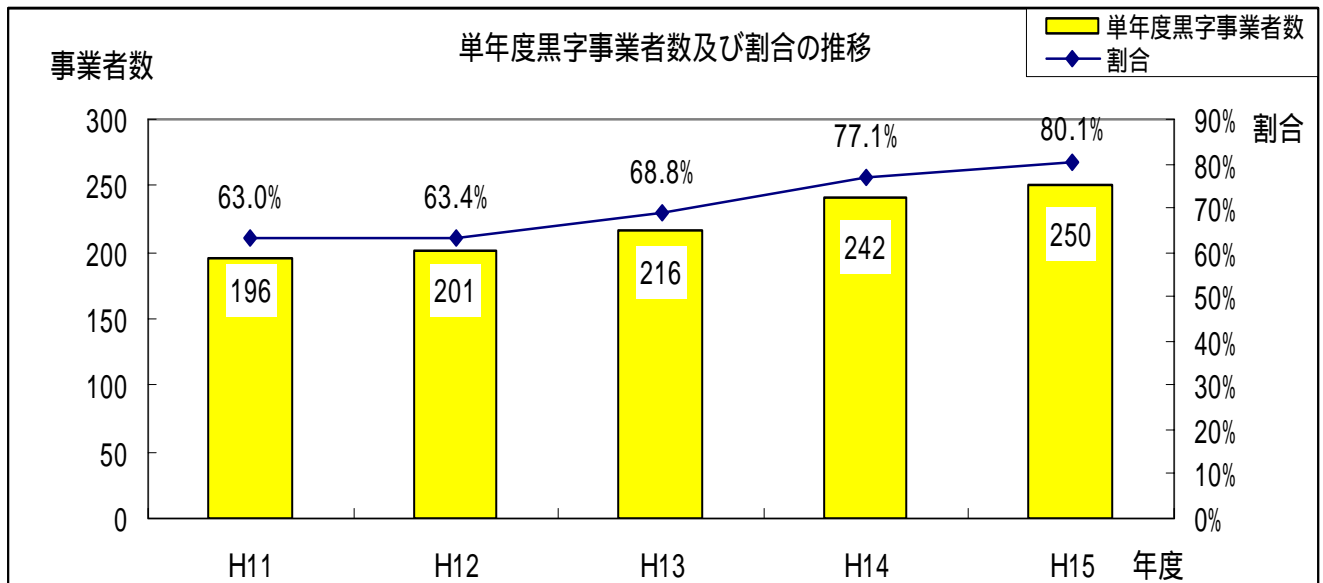
有線テレビジョン放送事業者の経営状況は、堅調に推移し、昨年に引き続き黒字となった。312社中250社(80.1%)が単年度黒字となり、経営の改善が確実に図られている。

(金額単位 百万円 : 前年度比単位 %)

区分 事業の別	事業 社数	営業収益 〔前年度比〕	営業費用 〔前年度比〕	営業利益 〔前年度比〕	経常利益 〔前年度比〕	当期利益 〔前年度比〕
全事業の総額	312 〔314〕	480,691 〔112.99〕	443,183 〔109.1〕	37,508 〔193.9〕	25,005 〔209.7〕	11,456 〔812.8〕
うちケーブルテレビ事業	312	332,971 〔108.2〕	305,725 〔103.4〕	27,246 〔226.3〕		

注1 この資料は、平成15年度以前に開局した有線テレビジョン放送事業者の営業報告書等により、直近の決算期の収支状況を取りまとめたもの。

注2 「全事業の総額」とは、ケーブルテレビ以外の事業も含めた、企業全体の収支である。

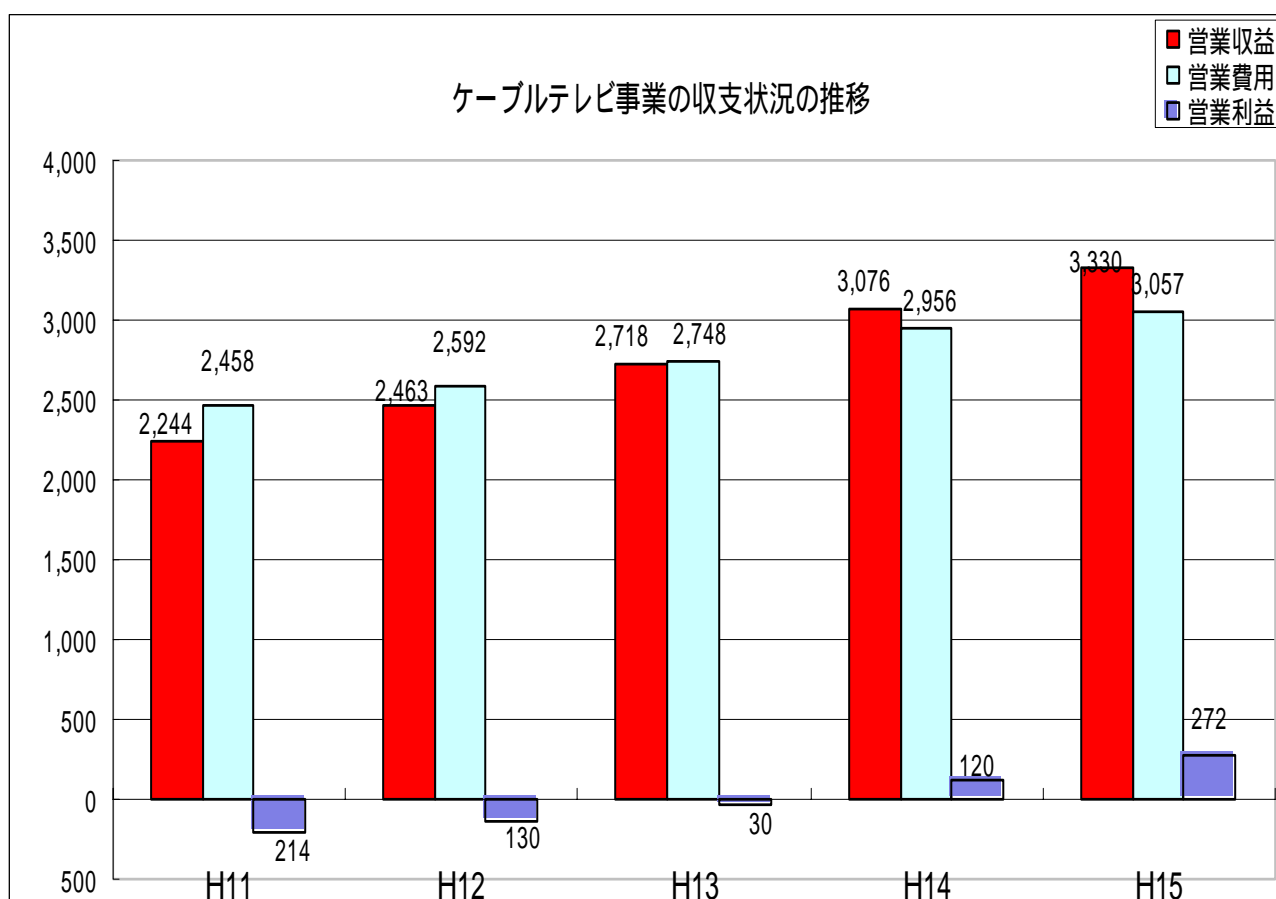


ケーブルテレビ事業の収支状況

ケーブルテレビ事業の営業収益は、3,330億円となり、対前年度比108.2%増となった。また、営業利益は、272億円で対前年度比226.3%増となり昨年同様黒字となった。

(金額単位 億円 : 前年比単位 %)

	平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比
営業収益	2,244	116.2	2,463	109.8	2,718	110.4	3,076	113.2	3,330	108.2
営業費用	2,458	119.8	2,592	105.4	2,748	106.0	2,956	107.6	3,057	103.4
営業利益	214	177.0	130	60.8	30	23.1	120	-	272	226.3



(6) ケーブルテレビ連携の主な動き

広域連携

地域において隣接する事業者が、ネットワークを整備し連携

- (例) **富山県** 富山県ケーブルテレビ協議会参加13事業者が、「いきいきネット富山」のネットワークを整備し、番組交換、IP電話事業、県議会生中継を実施
- 三重県** 県内9事業者がCATV網を相互接続することにより、高速大容量のネットワークを整備し、デジタルヘッドエンドの共用・インターネットサービスを実施

県の整備する広域ネットワークを利用した連携

- (例) **佐賀県** NetComさが推進協議会参加10事業者が、県の整備した光ファイバ網を利用し、インターネットサービス、ローカルコンテンツの提供を実施
- 大分県** 「豊の国ハイパーネットワーク」を活用し、デジタルヘッドエンドの共同利用、ローカルコンテンツの提供、IP電話事業を計画

デジタルヘッドエンドの共用・共同事業の展開

- (例) **日本デジタル配信㈱(JD S)**
電鉄会社等が中心となり、デジタルヘッドエンドの共用・デジタルコンテンツの大規模な配信等を実施、関東圏22社
- ㈱東海デジタルネットワークセンター(TDNC)**
ケーブルテレビ事業者が中心となり、デジタルヘッドエンド共用、IP電話事業等の共同事業を実施、東海圏21社
- ㈱東京デジタルネットワーク(TDN)**
東京・千葉・埼玉の12事業者が、デジタルヘッドエンドの共用、ローカルコンテンツの相互活用、放送機器・番組の共同購入等を実施

M S O

持ち株会社方式によるケーブルテレビ経営の効率化等

- (例) **(株)ジュピターテレコム**
外資企業及び商社が中心となり、経営の効率化等を図るもの、グループ20社、北海道・関東・近畿・九州で事業展開
- 関西ケーブルネット(株)**
家電事業者などが中心となり、経営の効率化を図るもの、グループ5社、大阪府で事業展開
- ジャパンケーブルネット(株)(JCN)**
メーカー及び商社などが中心となり、経営の効率化等を図るもの、グループ13社、首都圏を中心に事業展開

2 ケーブルテレビの支援

ケーブルテレビに対する支援措置（概要）

		支 援 措 置 の 概 要
財 政 支 援	補 助 金	<p>新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業費補助金</p> <p>(1) 市町村が整備・運営する施設（補助率） 1 / 3</p> <p>(2) 第三セクターが整備・運営する施設（補助率） 1 / 4 ・ 1 / 6 ・ 1 / 8</p>
金 融	財 政 投 融 資	<p>放送型CATVシステム整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放送型ケーブルテレビ施設の整備に対する融資 金利：政策金利（デジタル化は政策金利 …平成23年度末まで） <p>CATV広域デジタル化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ デジタル放送に対応するための事業者間の合併や共同デジタルヘッドエンド保有会社の設立のために必要となる資金について、日本政策投資銀行等が補完的に出資
支 援	産 投 ・ 無 利 子	<p>高度有線テレビジョン放送施設整備事業を実施する事業者に対する無利子・低利融資及び特別融資制度</p> <p>テレトピア地域における第三セクターの事業者に対する無利子融資</p>
	そ の 他	<p>電気通信基盤充実臨時措置法に基づく高度有線テレビジョン放送施設整備事業を実施する事業者に対する債務保証</p> <p>特定通信・放送開発事業円滑化法に基づく情報通信研究機構からの利子補給</p>
税 制 支 援	税 制	<p>高度有線テレビジョン放送施設整備促進税制</p> <p>高度有線テレビジョン放送施設整備事業を実施する事業者に対する税制支援制度</p> <p>(1) 光ファイバケーブル（幹線）の取得価額の6%、デジタル送信用光伝送装置の取得価額の10%を特別償却</p> <p>(2) 光ファイバケーブル（幹線）、デジタル送信用光伝送装置の固定資産税の課税標準を取得後5年度分それぞれ1 / 8、1 / 4 軽減</p> <p>電線類地中化税制</p> <p>(1) 電線類地中化設備の取得価額の5%を特別償却</p> <p>(2) 地中化された電線類の固定資産税の課税標準を取得後5年度分1 / 10 軽減</p> <p>広帯域加入者網普及促進税制</p> <p>ケーブルモデムの固定資産税の課税標準を取得後5年度分1 / 4 軽減</p> <p>電気通信システム信頼性向上促進税制</p> <p>非常用電源装置の固定資産税の課税標準を取得後5年度分1 / 5 軽減</p> <p>中小企業等基盤強化税制</p> <p>事業基盤強化のための施設を取得した場合、7%の税額控除又は30%の特別償却</p> <p>工事負担金の圧縮記帳制度</p> <p>IT投資促進税制</p> <p>サーバ等の電子計算機等の設備を取得した場合、10%の税額控除又は50%の特別償却</p>

（注） については、詳細別紙参照

新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業

新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業は、地域住民のニーズを反映し、緊急情報、福祉情報等、地域の住民生活に必要な映像情報を提供するケーブルテレビ施設を整備する際に、施設整備を側面から支援する事業

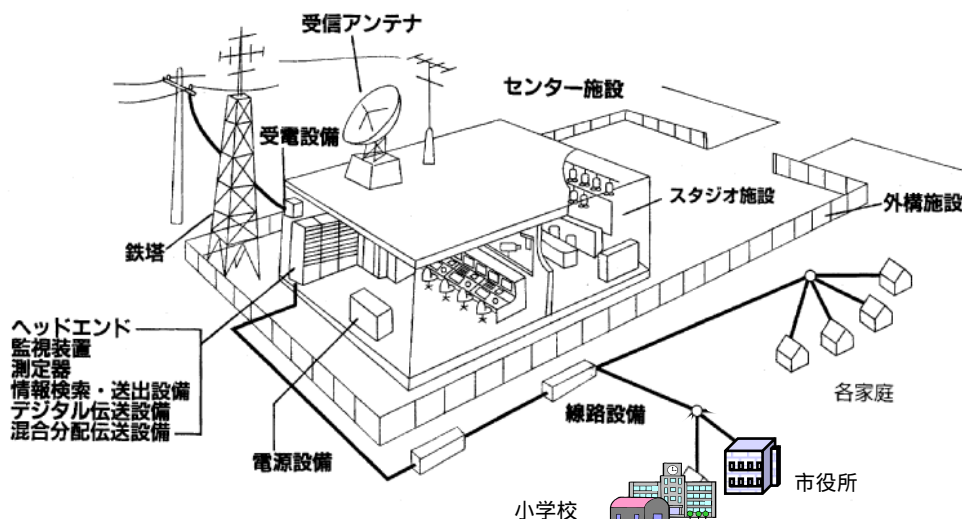
ア 施策の概要

自主放送の実施による地域に密着した映像情報や双方向機能を活用したインターネット接続サービス等を提供し、放送のデジタル化の推進等次世代情報通信基盤の整備に資するケーブルテレビ施設を整備する際に、国が所要経費の一部を補助する。（県等を通じた間接補助事業）

- ・ 事業主体：市町村又は第三セクター
- ・ 対象地域：全国
- ・ 対象設備：センター施設、ネットワーク設備等
- ・ 補助率
 - ・ 市町村がケーブルテレビ施設を整備・運営する場合・・・ 1 / 3
 - ・ 第三セクターがケーブルテレビ施設を整備・運営する場合
 - ・ 一般の地域・・・ 1 / 4
 - ・ 三大都市圏の近郊整備地域等・・・ 1 / 6
 - ・ 三大都市圏の既成市街地等・・・ 1 / 8

イ 予算の状況

平成13年度	当初予算	2.1億円	第1次補正予算	2.7億円
			第2次補正予算	1.80億円
平成14年度	当初予算	2.1億円	補正予算	1.00億円
平成15年度	当初予算	2.1億円		
平成16年度	当初予算	1.9億円		



放送型CATVシステム整備事業

1 目的

高度情報社会の中核的メディアの一つとして、多チャンネル・双方向というその優れた機能を活かして国民の多種多様なニーズに応えるとともに、大都市圏と地方との情報格差の是正、地域の情報化の促進等に必要不可欠であるケーブルテレビ施設の整備を実施することを目的とする。

2 事業概要

- 1 ケーブルテレビ施設を整備する際に、必要な設備の資金について、日本政策投資銀行の政策金利による融資を行う。
- 2 対象事業

放送型CATV事業（以下の全ての要件を満たす事業に限る。当該システムをリースするために取得する者を含む。）

 - (ア) 有線テレビジョン放送事業
 - (イ) 自主放送のスタジオ設備を有し、サービス区域のカバー率が相対的に高いと認められる事業

複数の放送型CATV事業を行う者のためにデジタル放送番組を配信するための共同デジタルヘッドエンドを取得する者
- 3 対象設備

伝送路設備（ケーブル、中継器、地下管路設備等）

センター設備（受信設備、スタジオ設備、ヘッドエンド等）

ヘッドエンド：地上波、BS等各種信号を調整してケーブル網に送りだす一連の装置

土地及び建物

前3号の設備の附帯設備
- 4 融資条件

融資比率 40%

金利

デジタル放送を送信するための伝送路設備及びセンター設備

 - ・・・政策金利
 - （最も低利で事業者にとって有利な金利。平成23年度末まで適用）

その他の設備

 - ・・・政策金利

C A T V 広域デジタル化事業

1 目的

ケーブルテレビにとっての喫緊の課題は、平成12年12月から開始されたBSデジタル放送、また、平成15年12月から開始された地上波のデジタル放送など、放送メディア全体へのデジタル化に対応し、多チャンネル、高画質・高機能のデジタル放送サービスを提供していくことである。

しかしながら、デジタル放送に対応するためには、多額な設備投資を必要とし、小規模のケーブルテレビ事業者においては、必ずしもデジタル化投資に単独で対応できないことから、隣接複数社での合併やデジタルヘッドエンド保有会社の設立を行う事業者間の広域連携を促進させることにより、ケーブルテレビのデジタル化の円滑な推進を図るものである。

2 事業概要

1 デジタル放送に対応するための事業者間の合併や共同デジタルヘッドエンド保有会社の設立のために必要となる資金について、日本政策投資銀行が補完的に出資する。

2 対象事業者

共同デジタルヘッドエンド保有会社

広域合併を行うCATV会社

3 対象事業

デジタル放送を送信するために広域連携を行う事業であって、以下の各号を満たすもの。

公共性が認められること。

民間企業から相当程度の出資が見込まれるほか、地元自治体による支援協力が得られていること。

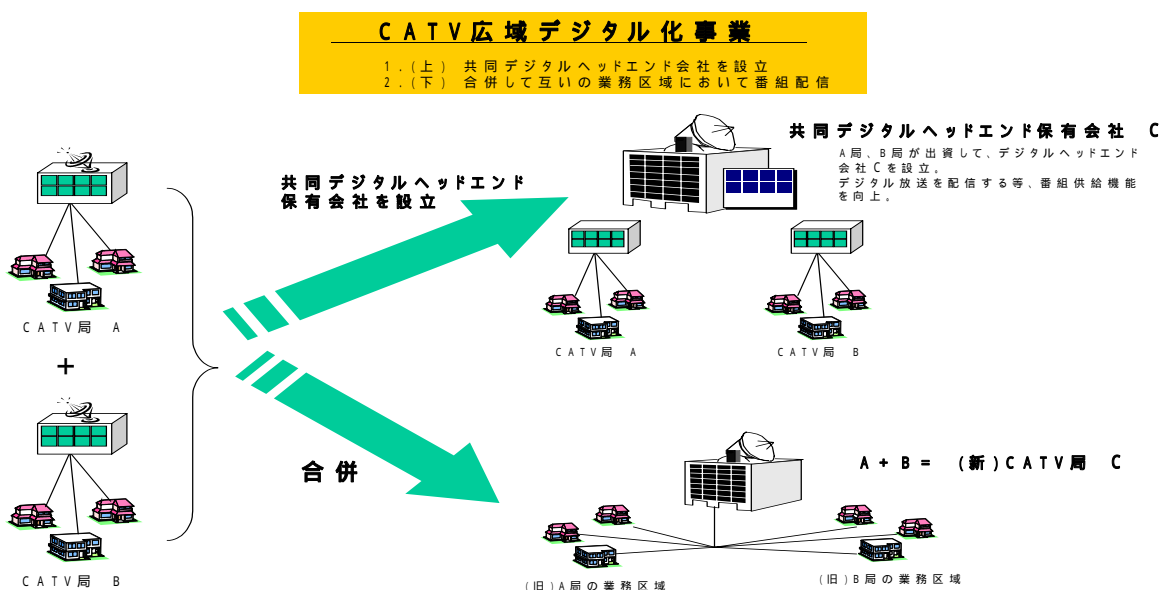
出資金が設備資金に充当されること。

地域の高度情報化に資するものであること。

事業遂行が可能とみられること。ただし、民間資金のみで充分対応可能と見込まれるものを除く。

4 出資の比率

原則として、出資を受ける者の資本の額の50%以内とする。



テレトピア指定地域内のケーブルテレビ事業者 に対する無利子融資制度

テレトピア地域のケーブルテレビ事業者に対し、日本政策投資銀行及び沖縄振興開発金融公庫が行う無利子融資による金融支援制度

- (1) 事業主体： ケーブルテレビ事業者（第3セクター）
- (2) 融資期間： 15年以内（うち据置期間は3年以内）
- (3) 対象資金： 直接工事費（土地取得費及び運営費等を除く）
- (4) 融資比率
 - ・ 一般の地域・・・・・・・・・・・・・・・・ 50%以内
 - ・ 三大都市圏の近郊整備地域等・・・・・・・・ 37.5%以内
 - ・ 三大都市圏の既成市街地等・・・・・・・・ 25%以内
- (5) ケーブルテレビ事業者に対する無利子融資実績

・ 平成12年度	102件	157億円
・ 平成13年度	85件	173億円
・ 平成14年度	81件	164億円
・ 平成15年度	71件	102億円

（参考）

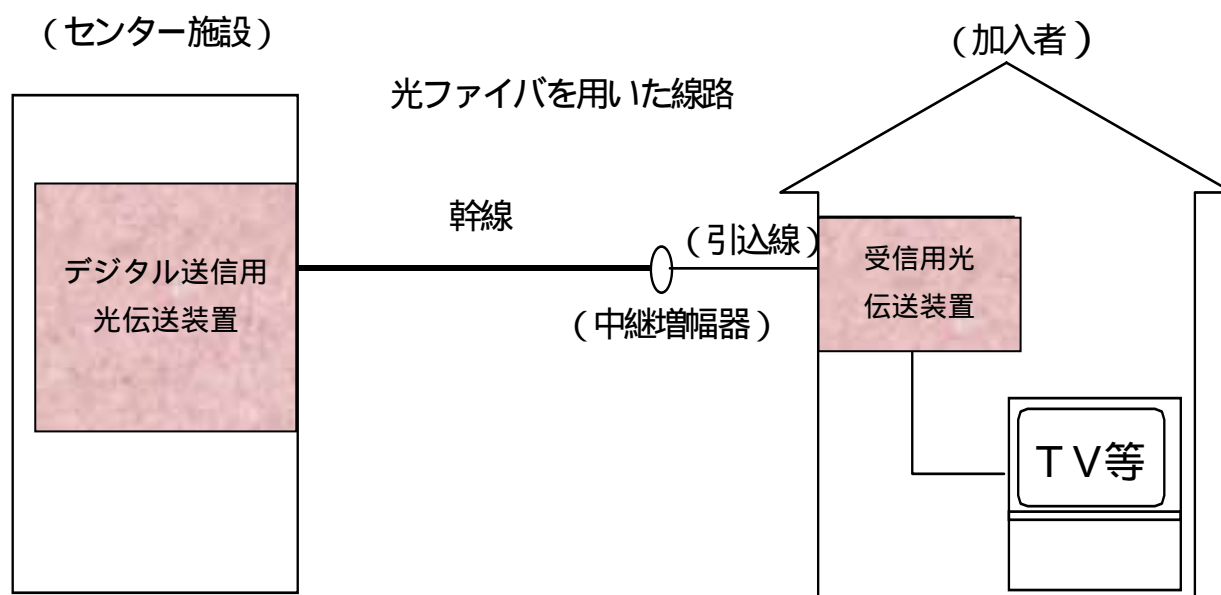
無利子融資制度のほか、テレトピア地域内のケーブルテレビ事業者に対する金融支援として、低利融資（純民間事業者）、財政投融資資金による融資制度

高度有線テレビジョン放送施設整備事業

1 対象となる施設

有線テレビジョン放送施設の広帯域化、高品質化のために必要となる設備

- 1 光ファイバケーブル（幹線）
- 2 デジタル送信用光伝送装置（デジタル信号による送信をする放送を受信し、デジタル信号による送信をする有線テレビジョン放送に変換する機能及び光信号の方式における電気信号を光信号に変換する機能を有する装置であって、光幹線路に接続されるもの）
- 3 受信用光伝送装置（光伝送の方式における光信号を電気信号に変換する機能を有する装置であって、受信の場所で光ファイバを用いた線路に接続されるもの）
- 4 その他



2 支援措置

1 無利子融資

認定事業者が、光ファイバケーブル（幹線）、デジタル送信用光伝送装置及び受信用光伝送装置を取得する場合、無利子融資の対象とする。（第3セクターに限る。）

2 低利融資

認定事業者が、光ファイバケーブル（幹線）、デジタル送信用光伝送装置及び受信用光伝送装置を取得する場合、低利融資の対象とする。

3 特別融資

上記2の低利融資については、情報通信研究機構から利子の一部の助成を行うことにより超低利融資を実現する。

4 国税（所得税、法人税）：特別償却

認定事業者が、光ファイバケーブル（幹線）及びデジタル送信用光伝送装置を取得した場合、初年度の特別償却が可能。

（平成15年4月1日～平成17年3月31日）

- ・ 光ファイバケーブル 6%
- ・ デジタル送信用光伝送装置 10%

5 地方税：固定資産税の特例措置

認定事業者が、光ファイバケーブル（幹線）及びデジタル送信用光伝送装置を取得した場合、課税標準を取得後5年度分軽減する。

（平成15年4月1日～平成17年3月31日）

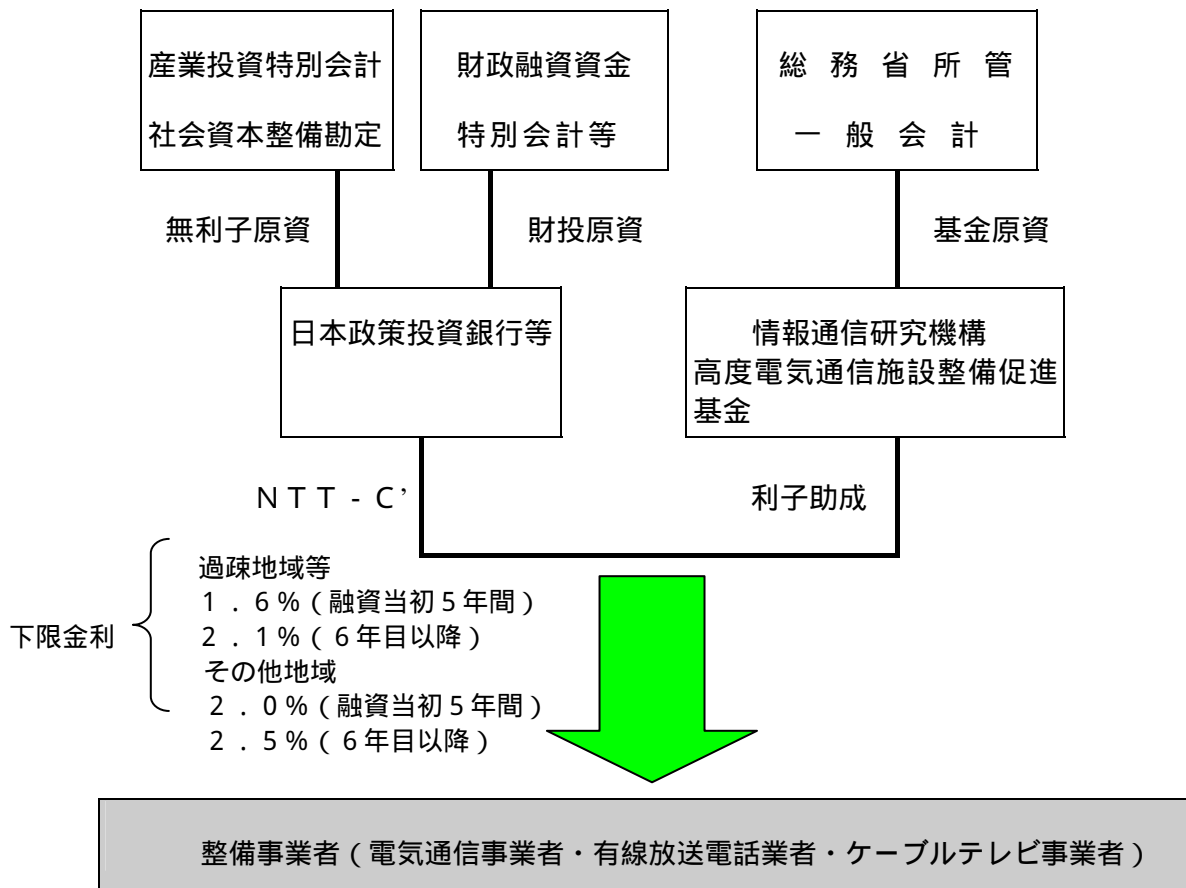
- ・ 光ファイバケーブル 課税標準 7 / 8
- ・ デジタル送信用光伝送装置 課税標準 3 / 4

6 債務保証

認定事業者が、高度有線テレビジョン放送施設整備事業の実施に要する資金の借入等を行う場合、独立行政法人情報通信研究機構が債務を保証。

特別融資制度の仕組み

日本政策投資銀行等からの加入者系光ファイバ網及び広帯域加入者網整備に関するNTT-C'融資に対して、情報通信研究機構が、さらにその利子の一部を助成することにより超低利融資を実現する制度。



IT投資促進税制について

1 目的

デフレ不況からの脱却に向けて、短期的な需要創出効果のほか、わが国企業全体の事業効率化、付加価値の向上を通じ、中長期的な産業競争力を強化するため、企業規模及び業種を問わず積極的な設備投資を促進することを目的とする。

2 制度概要

1 対象者

青色申告書を提出する法人又は個人(事業を行う者に限る。)

2 対象設備

サーバ等の電子計算機

デジタル放送チューナー等のデジタル放送受信設備

VOIPゲートウェイ等のインターネット電話設備

ルーター・スイッチ

ソフトウェア

上記以外の対象となる設備等もあるため、詳細はお問い合わせください。

3 軽減措置

所得税又は法人税について、事業に応じた規模以上の年間取得要件を満たした場合、取得価格の10%の税額控除又は50%の特別償却(国内にある事業の用に供する場合に限る。)

4 取得価格条件

(年間)

資本金	ハードウェア	ソフトウェア
3億円超	600万円以上	600万円以上
3億円以下・個人	140万円以上	70万円以上

5 リース要件(資本金3億円以下の法人が対象)

4年 リース契約期間 リース資産の法定耐用年数

各リース費用総額の60%相当額について税額控除10%

ハードウェア	リース総額200万円以上
ソフトウェア	リース総額100万円以上

6 適用期間

平成15年4月1日から平成18年3月31日まで(3年間)

(平成15年1月1日より遡及適用)

3 参 考 资 料

1 ケーブルテレビの制度改革等の状況

平成5年12月以来、ケーブルテレビが地域における中核的情報通信基盤としての発展を可能とするための様々な制度改革等を実施。

有線テレビジョン放送事業の地元事業者要件の廃止、サービス区域制限の緩和

地元事業者要件（地元で活動の基盤を有すること）の廃止により、事業者が広域的に事業展開を行うことを全面的に可能とするよう措置。（平成5年12月）

外資規制等の緩和・撤廃

- ・外資規制について5分の1未満から、3分の1未満に緩和。（平成5年12月）
- ・外国人役員について、代表権を有せず、かつ、3分の1未満は可。（平成9年1月）
- ・第一種電気通信事業を兼営するケーブルテレビの外資規制を撤廃。（平成10年2月）
- ・すべてのケーブルテレビの外資規制及び外国人役員規制を撤廃。（平成11年6月）

有線テレビジョン放送施設の設置許可等の申請書等の簡素化等

- ・設置許可等に係る手続きの簡素化（平成5年12月、平成6年12月、平成10年4月）
- ・審査基準の明確化、標準処理期間の設定等（平成6年10月）
- ・標準処理期間の短縮等（平成15年1月）

複数事業計画者間における一本化調整指導の廃止(平成6年9月)

競争により事業化が進んでいない地域の事業化の推進。

ヘッドエンドの共用化(平成9年12月)

デジタル化を促進する観点から、複数事業者間のヘッドエンドの共有を可能とした。

電気通信事業者の加入者系光ファイバ網の利用(平成10年6月)

公正有効競争の確保を前提として、ケーブルテレビ事業者による電気通信事業者の加入者系光ファイバ網（FTTH）の利用を認めることとした。

ケーブルテレビ補完型無線システムの実用化(平成10年9月)

ケーブル敷設が事実上不可能な場合に、ケーブルテレビ局がネットワーク構築の補完的な手段として、基地局から各加入者までの伝送に無線システムを利用することを可能とした。

合併・分割等の場合の手続の簡素化（平成11年6月、平成13年4月）

地位の承継規定を整備し、事業者に合併・分割等があった場合の手続を簡素化した。

電気通信役務利用放送法の施行(平成14年1月：概要は次ページ参照)

電気通信事業者の電気通信役務（電気通信回線設備）を利用して行う放送を制度化した。

電気通信役務利用放送法の概要 (有線役務利用放送関係)

目的

通信と放送の伝送路の融合の進展に対応し、有線テレビジョン放送の設備利用の規制緩和を行うため、電気通信役務を利用して放送を行うことを制度化して可能とする。

内容

放送設備の全部又は一部について、自ら設置することなく電気通信事業を営む者の電気通信設備を利用して放送を行おうとする場合、総務大臣の登録を受けなければならない。

有線テレビジョン放送法

有線テレビジョン放送法
【業務開始届出】

有線テレビジョン放送法
【施設設置許可】

施設の設置には許可が
放送開始には届出が必要となる

電気通信役務利用放送法

電気通信役務利用放送
【登録】

電気通信役務の提供

電気通信事業者の設備
(電気通信事業法の適用のみ)

設備の全部又は一部を自ら設置する
ことなく放送を行う場合登録が必要となる

施行状況

平成14年1月より施行

登録事業者数 11 社 (平成16年10月末現在)

2 各国におけるケーブルテレビの普及状況

国名	加入世帯数 (万世帯)	普及率
アメリカ ^{*1}	7,353	67.5%
イギリス ^{*1}	338	13.8%
フランス ^{*1}	359	14.6%
ドイツ ^{*1}	2,063	53.3%
日本 ^{*2}	1,654	33.6%

^{*1} 2002年現在。普及率は各国の総世帯数に対する比率。(ケーブルテレビ加入世帯数及び総世帯数は「YEARBOOK OF STATISTICS Telecommunication Services Chronological Time Series 1993-2002」INTERNATIONAL TELECOMMUNICATION UNION,2004 参照。ただし、イギリスのみ2001年の総世帯数により計算)

^{*2} 2004年3月末現在。加入世帯数は自主放送を行う許可施設のケーブルテレビのもの。普及率は2004年3月末の住民基本台帳世帯に対する比率。

【総務省調査】

3 デジタル放送推進のための行動計画(第4次) (抄) <ケーブルテレビ事業者関係>

(平成15年10月31日 地上デジタル推進全国会議)

1 デジタル放送受信機の普及促進をはじめとする関係者の具体的取組等

(2) 各関係者の具体的取組

オ ケーブルテレビ事業者

ケーブルテレビ事業者間のネットワーク化やヘッドエンド共用化等による事業者間の連携、HITS(Head-end In The Sky)の導入、小規模共聴施設の統合を促進すること等により、衛星デジタル放送のデジタル再送信の拡充を図るとともに、業務区域内における地上デジタル放送の開始に伴い可能な限り早期のデジタル再送信を図る。

2003年3月に策定されたケーブルテレビ事業者による地上デジタル放送の再送信対応について目標値を踏まえ、地上デジタル放送のデジタル再送信を進める。

<ケーブルテレビの普及目標>

(ア) 普及目標の考え方

ケーブルテレビによる地上デジタル放送の普及目標については、トランスモジュレーション方式又はパススルー方式のデジタル再送信によって視聴可能となる世帯数を目標として設定する。

(イ) 設定する普及目標

(a) 最終普及目標

- ・2011年初頭までに、ケーブルテレビの全加入世帯(予測;最大約2300万世帯)において視聴可能

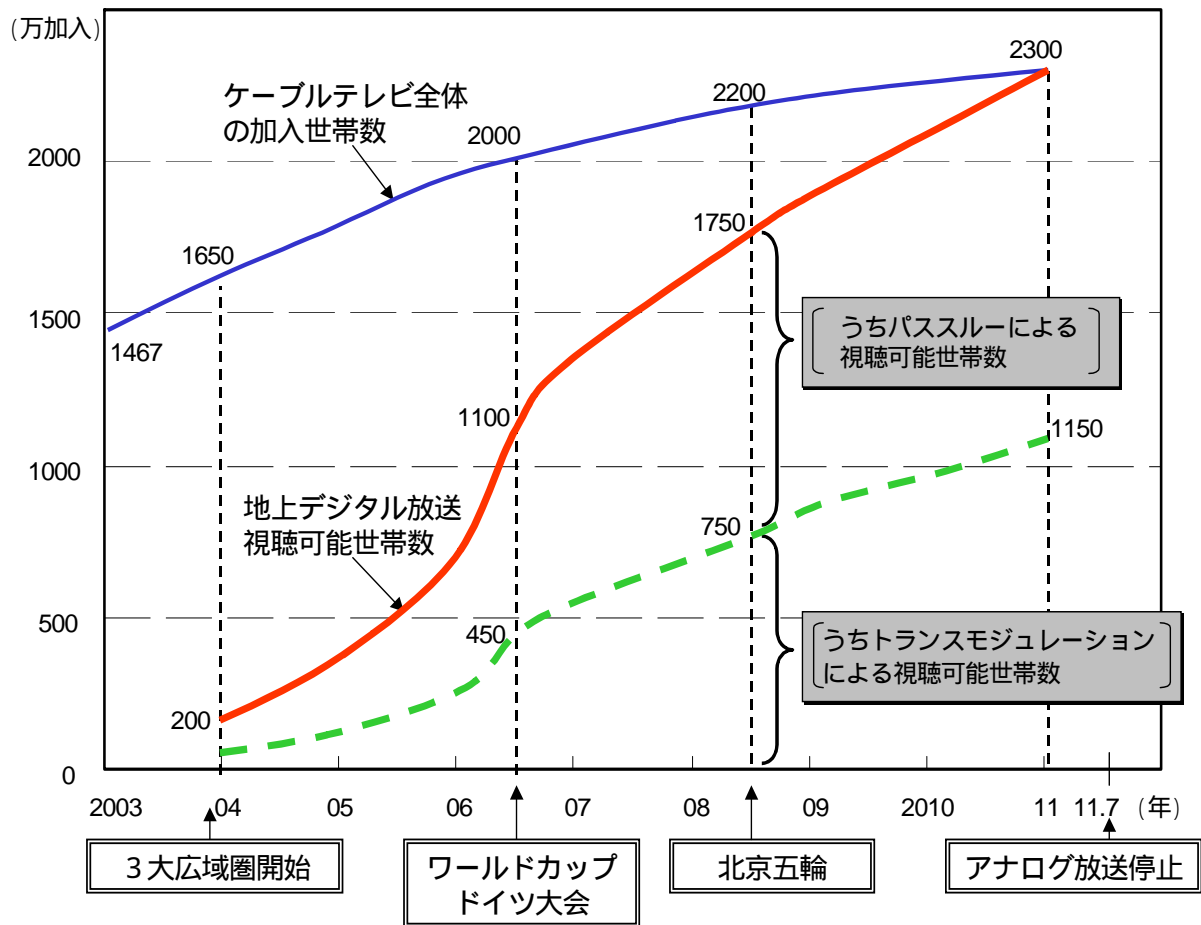
(b) 当面の普及目標

- ・2004年当初において、三大広域圏内のケーブルテレビ加入世帯のうち200万世帯で視聴可能
- ・2006年のワールドカップドイツ大会の時点において、3大広域圏内のケーブルテレビ加入世帯のうち1100万世帯で視聴可能
- ・2008年の北京オリンピックの時点において、全国のケーブルテレビ加入世帯のうち1750万世帯で視聴可能

(c) ロードマップ

- ・図のとおり

図 ケーブルテレビの地上デジタル放送の普及目標（視聴可能世帯数）



(注)「トランスモジュレーションによる視聴可能世帯数」には、トランスモジュレーションとパススルーのいずれの再送信方式でも視聴可能な世帯数を含む。

(平成15年3月(社)日本ケーブルテレビ連盟「ケーブルテレビにおける円滑な地上デジタル放送の再送信に向けて」より)

地上デジタル放送再送信の仕様の策定を踏まえ、同仕様に対応したケーブルテレビ用セットトップボックスについて、ケーブルテレビに対応するメーカーは速やかに市場に投入するとともに、ケーブルテレビ事業者はその積極的な導入を図る。

【発行】 平成 16 年 11 月 1 日発行

総務省情報通信政策局地域放送課

〒100-8926 東京都千代田区霞が関二丁目一番二号 中央合同庁舎第二号館

電話番号

(本書の問い合わせに関する代表番号) 03 - 5253 - 5810

ファックス番号 03 - 5253 - 5811

総務省ホームページ <http://www.soumu.go.jp>

「ケーブルテレビの現状」 http://www.soumu.go.jp/jcho_tsusin/pdf/031114_cable.pdf